

委員会提出議案第3号

医師偏在、医師不足の解消及び適正配置等を求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

令和元年6月28日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小 西 政 宏

医師偏在、医師不足の解消及び適正配置等を求める意見書

平成 28 年 5 月に和歌山県地域医療構想が策定され、2025 年に向け各構想区域において議論が進められているが、依然、出口が見えない状況が続いている。その中でも、橋本保健医療圏は、大阪府と奈良県に隣接し、特に大阪府への患者流出が多い圏域であり、今後の医療需要も含め、課題が山積している圏域と言って過言ではない。

また、橋本市民病院では、医師の地域偏在、診療科偏在の問題にも直面しており、医師不足の状況から、国が打ち出した「医師の働き方改革」に対しても具体的な方策を打ち出していくことが極めて困難な状況である。

よって、和歌山県においては、下記のとおり速やかに適切な措置が講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 和歌山県地域医療構想の実現について

和歌山県地域医療構想の実現に向けて、より具体的な方策を示し、各医療機関が最大限の機能を発揮できるよう、速やかに対策を講ぜられたい。

2. 医師の地域偏在、診療科偏在、並びに医師不足の解消、適正配置について

橋本市民病院では、平成 31 年 3 月末をもって乳腺・呼吸器外科常勤医師 2 名が異動となり、4 月以降不在となっている。高齢化が進む中、抗がん剤治療をしている患者にとっては、遠方の病院まで自ら車を運転し、または家族が仕事を休み、患者をサポートすることは、身体的、精神的、かつ経済的な負担も大きくするものである。その他、腎臓内科、耳鼻咽喉科の常勤医師も不在であり、呼吸器内科、麻酔科、放射線科などは、常勤医師が 1 名のみである。

これら状況を踏まえ、橋本市民病院医師の地域偏在、診療科偏在、並びに医師不足の解消、適正配置の実現に対し、速やかに対策を講ぜられたい。

3. 医師の働き方改革について

医師の過重労働にのみ焦点を当て、「医師の働き方改革」を考えるのではなく、医師偏在、医師不足の解消及び適正配置と合わせ考え、地域住民が安心して安定した医療を受けられるよう、速やかに対策を講ぜられたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋 本 市 議 会

(提出先) 和歌山県知事